

令和 7 年度就学援助のお知らせ

羽村市では、経済的な理由で教育費の支出が困難な御家庭に対して、学用品や校外活動費などについて援助しています。

援助対象家庭

市内に住所を有し、前年所得が一定基準額未満、または就学援助費受給申請書内の申請理由「イ～ケ」に該当する、教育費の援助が必要な小・中学校の児童・生徒がいる家庭。（生活保護受給世帯を除く）

所得基準額は生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）に定める生活保護基準額を適用しています。判定基準は家族構成、年齢により異なります。

援助費目

「学用品費・校外活動費等」を年 3 回（9 月末、1 月末、4 月末）に分けて援助します。

「新入学用品費」は、今年度入学者（前年度に未支給の者）は 9 月末、次年度中学校入学予定者（現小学校 6 年生）は 3 月に支給します。次年度小学校入学予定者については、別途申請が必要です。

※就学援助費は免除制度ではありませんので、必ず学校に各費用をお支払いください。

申請期限等

【提出期限】 令和 7 年 4 月 3 0 日（水）



【申請方法】 1 電子申請

2 書面申請（直接または郵送）

羽村市公式サイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、提出または郵送してください。

【郵送先】

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

羽村市教育委員会学校教育課学務係宛

※御不明な点は上記担当へお問合せください。

※認定結果は認定・否認定とも 8 月上旬までに通知予定です。

※申請は年間を通して受付しておりますが、上記提出期限を過ぎると、4 月からの適用となりませんので御注意ください。

必要書類

○収入証明書

＜令和7年1月1日に羽村市に住所を有している方＞

収入を証明する書類を添付する必要はありません。

※収入が無い方も（被扶養者を除く）税（所得税または住民税）の申告が必要です。

所得の確認がとれない場合は審査が出来ませんので、御注意ください。

＜令和7年1月1日に他市区町村に住所を有していた方＞

1月1日の住所地で6月以降に発行されます。

※「令和7年度課税証明書」を収入がある方全員分を後日郵送または窓口へ提出してください。

○借家の場合は、家賃の支払いを証明する書類

いずれかの書類（写し）を添付して下さい。書類がない場合は、家賃の控除は出来ません。

① 賃貸借契約書

（契約者の氏名・物件の住所・契約期間・家賃が明記されている箇所の写し）

② 領収書（過去3ヵ月分）

※受取人が不動産会社ではなく、個人の場合は、別途契約を証明する書類が必要です。

○通帳又はキャッシュカードのコピー

振込依頼書に記入していただいた口座が分かるものの書類（写し）を添付してください。

※申請者と口座名義人は同じ方にして下さい。